

令和6年度 第15回庁議要旨

日時：令和6年10月5日（火）

午前9時～午前9時30分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市過疎地域持続的発展計画の変更について（復興企画部）

令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和12年度末までの時限立法）が施行されたため、同法に基づき、過疎地域とみなされる河北、雄勝、北上及び牡鹿の4地区を対象に、令和3年度から令和7年度までを計画期間として、令和3年12月に石巻市過疎地域持続的発展計画を策定した。その後、令和4年4月に桃生地区が過疎地域とみなされる区域として追加指定されている。以降、過疎地域の持続的な発展を推進するために、定期的な見直しを実施してきた。

掲載事業の追加等により石巻市過疎地域持続的発展計画を変更し、当該地域の持続的発展に資する。

(1) 主な内容

石巻市過疎地域持続的発展計画を変更する。

【主な変更箇所】

- ・掲載事業の追加及び事業内容の一部変更
- ・統計データの更新
- ・その他文言等の整理

(2) 今後の予定

令和6年12月 市議会第4回定例会に計画の変更について提案

令和7年 1月 国及び県へ計画書を提出

2 （仮称）石巻市地域公共交通運賃協議会の設置について（復興企画部）

これまで、住民バス等の運賃については、道路運送法に基づき、関係運送事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者を含む）が構成員として参加する「石巻市地域公共交通活性化協議会」において協議を行い設定していたが、令和5年10月に道路運送法が改正され、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないようにする観点から、構成員を限定し、別の会議等で協議を行うこととされた。

また、協議の実施にあたっては、市民等の意見を反映させるための措置を講じる必要があるとなった。

住民バス等の運賃を協議するため、石巻市職員、当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者、東北運輸局、関係住民の意見を代表する者の4者で構成する「（仮称）石巻市地域公共交通運賃協議会」を新たに設置するもの。

(1) 主な内容

これまで、住民バスの態様、運賃等の協議は、石巻市地域公共交通活性化協議会で行ってきたが、今後、運賃の協議は、新たに設置する「（仮称）石巻市地域公共交通運賃協議会」で行う。

【各構成員】

運賃協議会構成員	活性化協議会構成員
(1) 市職員	(1) 学識経験者
(2) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	(2) 関係機関の職員
(3) 東北運輸局長又はその指名する職員	(3) 関係運送事業者
(4) 関係住民の意見を代表する者	(4) 住民及び地域公共交通の利用者の代表者
	(5) 市長が必要と認める者

(2) 今後の予定

令和6年12月 市議会第4回定例会に（仮称）「石巻市地域公共交通運賃協議会条例」の制定について提案（公布の日から施行）

市議会第4回定例会に関係補正予算案について提案

3 令和元年台風19号に伴う介護保険料の減免に関する条例の廃止について（保健福祉部）

令和元年台風19号による災害については、同年10月12日に災害救助法が適用され、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和元年10月12日から令和2年9月30日までの間に到来する納期においては、介護保険条例の規定によらず、別途減免条例を定め、適用していた。

本条例による適用期間が経過したことから、当該条例を廃止するもの。

(1) 主な内容

令和元年台風19号に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例を廃止するもの。

(2) 今後の予定

令和6年12月 市議会第4回定例会に令和元年台風19号に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の廃止について提案（公布の日から施行）

4 道の駅「上品の郷」の指定管理者の指定について（産業部）

石巻市道の駅「上品の郷」については、平成17年度より指定管理制度を導入し、管理運営を行ってきたが、令和7年3月31日をもって指定管理期間が満了となる。

効果的かつ効率的な管理運営を図るため、引き続き指定管理者制度を導入し、令和7年4月1日からの指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

ア 名称 石巻市道の駅「上品の郷」

イ 所在地 石巻市小船越字二子北下1番地1

ウ 施設概要 敷地面積：15,536.09㎡

延床面積：3,577.85㎡

構造：木造（一部RC）平屋造

エ 施設内容 地域振興施設（農産物等直売所・フードコート・売店・管理事務室）

温泉保養施設（ふたごの湯）

道路情報コーナー・トイレ施設

駐車場

オ 指定管理候補及び選定方法

- ① 選定候補者 株式会社かほく・上品の郷
- ② 選定方法 非公募
- ③ 選定理由 選定候補者とした法人は、道の駅「上品の郷」の管理運営を目的として設立された法人（市の持株比率89%）であり、平成17年3月の施設開設以来、現在まで指定管理者として管理運営を行っており、同施設の運営に際してのノウハウを蓄積している。

カ 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(2) 今後の予定

令和6年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について提案
令和7年 3月 基本協定の締結
4月 年度協定の締結
管理運営開始

5 石巻市サン・ファン・パウティスタパークの指定管理者の指定について（産業部）

石巻市サン・ファン・パウティスタパークについては、平成18年度から指定管理制度を導入し、管理運営を行ってきたが、令和7年3月31日をもって指定管理期間が満了となる。

効果的かつ効率的な管理運営を図るため、引き続き指定管理者制度を導入し、令和7年4月1日からの指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

ア 施設概要

施設名：石巻市サン・ファン・パウティスタパーク
所在地：石巻市渡波字大森30番地1
開園年月日：平成8年8月10日
施設機能：鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）地下1階、地上2階建て
パーク（公園）面積：16,125.83㎡
立体駐車場延床面積：7,352.54㎡
駐車可能台数：306台（身体障害者用5台を含む）

イ 指定管理候補者及び選定方法

- ① 選定候補者 公益財団法人 慶長遣欧使節船協会 代表理事 一力 雅彦
- ② 選定方法 非公募
- ③ 選定理由 当該施設は、宮城県が設置する宮城県慶長遣欧使節船ミュージアムに隣接する施設であることを踏まえ、相互の施設機能を最大限に生かすための計画的で効率的な運営を行っていくことを目的に、指定管理制度導入以降、同ミュージアムの指定管理者である公益財団法人慶長遣欧使節船協会を選定し、これまでの間、良好な運営実績を上げてきたことから、非公募により引き続き、同法人を

指定管理者として選定するものである。

ウ 指定期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）

(2) 今後の予定

令和6年12月 第4回定例会に石巻市サン・ファン・パウティスタパークに係る指定管理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について提案
令和7年 3月 基本協定の締結
4月 年度協定の締結
管理運営開始

6 石巻市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画の改定について（建設部）

令和2年7月に策定した「石巻市営住宅の用途廃止に伴う入居者移転計画（以下「移転計画」という。）」に基づき、計画的な市営住宅等の用途廃止に取り組み、入居者の住環境の改善と適正な管理戸数の確保を図っている。

また、令和5年3月に改定した「石巻市公営住宅等長寿命化計画」により、本市における市営住宅等の必要戸数の見直しを行った。

石巻市公営住宅等長寿命化計画の必要戸数と移転計画第1期の実績を踏まえ、第2期に向け移転計画を改定し、入居者の住環境の改善と適正な管理戸数の確保を図る。

(1) 主な内容

ア 必要戸数

- ① 石巻市公営住宅等長寿命化計画（令和5年3月改定）を踏まえた必要戸数の見直し
※世帯数の増加等により、令和26年度時点の必要戸数は783戸増
（計画当初：2,635戸 → 改定後：3,418戸）

イ 移転の促進

- ① 第1期対象世帯を対象とした登録制マッチングを行う。
② 第2期対象世帯の早期移転（定期募集への応募）を令和7年度から可能とする。

ウ 借上市営住宅（一棟借上げ）及び既存借上型市営住宅（一戸借上げ）への対応

- ① 計画改定後に、順次、本計画について周知を行う。
② 借上期限の5年度前を移転対象年度に設定する。ただし、借上市営住宅については、移転実施予定年度を令和9年度に統一する。
③ 借上住宅入居者が復興公営住宅に移転する場合は、一般入居者扱いとする。
④ 借上期限の6か月前までに退去した場合は、移転を円滑化するため、移転補償金を交付する。

エ 移転事業の進捗等に伴う数値の更新

- ① 令和6年4月1日時点の数値に更新する。

(2) 今後の予定

令和7年1月1日 「石巻市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画」の改定
「石巻市営住宅等の用途廃止に伴う移転等実施要綱」の一部改正
令和7年1月下旬 対象者へ周知

7 石巻市営住宅の指定管理者の指定について（建設部）

公営住宅法適用外の市営住宅については、平成28年度より指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってきたが、令和7年3月31日をもって指定管理期間が満了となる。

効果的かつ効率的な管理運営を図るため、引き続き指定管理者制度を導入し、令和7年4月1日からの指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

ア 指定管理業務の概要

① 対象住宅

(ア) 石巻市営住宅条例第2条第1号に規定する市営住宅（普通市営住宅を除く。）

(イ) 石巻市特定公共賃貸住宅条例第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅

(ウ) 石巻市勤労者住宅条例第2条第1号に規定する勤労者住宅

【対象となる住宅】 11団地、244戸

区分	住宅の種類	建設年度	戸数	住宅の内訳（戸）	備考
(ア)	改良住宅	S43～S53	188	水押（128） 鹿妻（60）	住宅地区改良法に基づき建設
(ア)	厚生住宅	S41～S48	2	渡波（2）	厚生住宅建設補助金により建設（県補助）
(ア)	単独住宅	H12	2	鮎川（2）	旧町単独で建設
(イ)	特定公共賃貸住宅	H6～H16	42	桃生（33）、北上（3） 鮎川（6）	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき建設
(ウ)	勤労者住宅	H8～H11	10	鮎川（10）	地方自治法に基づき建設

(2) 今後の予定

令和6年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について提案

令和7年 3月 基本協定の締結

4月 年度協定の締結

管理運営開始

8 石巻市地区計画区域内における建築物の制限について（建設部）

大橋地区の市有地及び県有地の土地利用計画が決定したことから、都市計画法に基づき地区計画及び用途地域等の変更手続きを進めている。

また、蛇田西部地区については、大規模業務地区内の都市計画法上の用途地域を準工業地域から近隣商業地域に変更し、地区計画の建築制限の一部を見直す必要が生じたことから、地区計画の変更の手続きを進めている。

この2地区の地区計画について、令和6年10月2日の石巻市都市計画審議会にて承認され、宮城県知事協議を経て11月に都市計画決定の告示予定である。

良好な市街地を形成するため、石巻市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正を行うもの。

(1) 主な内容

ア 大橋地区における建築物の制限の規定

行政地区を公益施設地区と中高層住宅地区Cに変更するもの。(別紙1、2参照)

イ 蛇田西部地区における建築物の制限の規定

大規模業務地区内に建築してはならない建築物のうち、キャバレー、料理店及び建築基準法別表第二(ぬ)項第3号に掲げるものを削除するもの。(別紙3、4参照)

(2) 今後の予定

令和6年11月 石巻広域都市計画地区計画の変更告示(大橋地区及び蛇田西部地区)

12月 市議会第4回定例会に石巻市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について提案(施行予定年月日:令和7年1月1日)

[報告事項]

【その他】

- ・総合防災訓練の御礼(総務部危機管理監)

以上